

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

(あて先) 京都府知事		平成18		
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）		
京都市南区吉祥院石原上川原町1-2		京都生活協同組合 専務理事 門脇		
		電話 075 - 681 -		
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項（第18条第2項、第18条第3項）の規定により提出します。				
特定事業者の主たる業種	食品・日用品等を店舗またはカタログを通じて組合員に供給する事業、共済や福祉等にかかわるサービス事業			
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））			
計画期間	平成18年4月～平成20年3月			
基本方針	供給点数1点あたりのCO ₂ 排出量5%削減（平成16年比）をめざします。この目標を省エネ機器設備の導入や再生可能エネルギーの活用、エネルギー消費効率の向上、マネジメント活動の推進などにより実現します。			
推進体制	環境管理責任者の統括のもと推進委員会を設置し、温暖化防止自主行動計画（平成16年策定）と結合させて進捗管理を実施していきます。			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	19年	店舗事業	新店での省エネ対策を重点とし、1店舗あたり9%程度のエネルギー（電気、ガス）削減をはかります。	
	18～19年	無店舗事業	バイオディーゼル燃料の導入推進、燃費向上や配送コースの見直し強化によりCO ₂ を16年比で約10%削減します。	
	18～19年	本部等	オフィスでの省エネ活動、空調機器等の継続的なメンテナンス実施をすすめます。	
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （16）年度 （二酸化炭素換算（t））	目標年度（計画） （19）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （計画） （%）
	A 事業所等排出区分	11,983 t	12,778 t	6.6 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	*1 11,983 t	*2 12,778 t	6.6 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画） 取組量等 （二酸化炭素換算（t））		
	森林の保全及び整備	（整備面積） ha	（吸収量）	t
	府内産の木材の利用	（利用量） m ³	（削減量）	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量） kwh	（削減量）	t
	グリーン電力の購入	（熱供給量） GJ	（削減量）	t
	グリーン電力の購入	（購入量） kwh	（削減量）	t
	削減量等合計		*3	t
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	削減率（計画）	
	1 11,983 t	()2-(*)3 12778.0 t	6.6 %	
特記事項	①平成16年に自主行動計画を策定し、委託先のご協力も得ながらCO ₂ 削減対策を推進しています。②平成17年からバイオディーゼル燃料の導入に着手し、今後本格展開をすすめていく計画です。③平成18年6月からはディーゼルハイブリッド車（2台）の導入実験を行い、車両対策確立にむけた取り組みをすすめています。④組合員によるリサイクル活動、お買い物袋持参運動（持参率90%/平成17年度）によるレジ袋削減や省エネ活動など地球温暖化防止に貢献する取り組みを幅広く展開しています。			
連絡先	担 当 部 署			
	担 当 者 氏 名			
	住 所			
	電 話 番 号			
	ファクシミリ番号			

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

注3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

注4 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。